

いわゆる事実婚[※]に関する制度や運用等における取扱い

令和3年12月14日
内閣府男女共同参画局総務課調査室

○ 法律婚の取扱いと異なるもの

	各種制度・権利・義務等	法律婚	事実婚
1	配偶者の相続権 ¹	あり	なし (財産を承継させたい場合は、贈与や遺言をする必要がある。)
2	相続税 ² の配偶者の税額軽減	あり	なし
3	所得税 ³ の配偶者控除	あり	なし
4	父子関係の成立 ⁴	嫡出推定	認知
5	親権 ⁵	夫婦共同親権	単独親権(原則母親)
6	父母の一方が死亡した時の親権 ⁶ (残されたパートナーが子どもの親権者になれるか)	生存している親権者がそのまま単独で親権を行う	父母のうち親権者の方が死亡した場合には、未成年後見が開始する。他方の親が親権者になるには親権者変更等の審判が必要。 (審判の結果、認められない可能性もある。)
7	普通養子縁組 ⁷	可能(養親の共同親権に服する。)	可能(後に縁組をした方の養親の単独親権に服する。)
8	特別養子縁組 ⁸	可能	不可
9	ビザ(査証) ⁹ (特定国の概況) (日本人同士の夫婦について、夫又は妻がビザを取得し、そのビザが家族の帯同を可能としている場合、配偶者を帯同家族として申請できるか)	米国 可能	不可
		中国 可能	不可
		オーストラリア 可能	可能
		タイ 可能	不可
		カナダ 可能	可能
		英国 可能	可能
10	住民票の記載 ¹⁰	夫/妻	夫(未届)/妻(未届) ※重婚でない等、婚姻要件の確認をした上で記載
11	夫婦間の契約取消権 ¹¹	あり	なし(解釈(裁判例等)による) (内縁の妻の財産的保護の観点)
12	住宅ローンの収入合算 ¹²	可能	一部の金融機関で可能
13	医療・ケアの方針の決定手続における「家族等」 ¹³	ガイドラインにおいて、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含むとされており、各病院において判断されている。	

※本資料における「いわゆる事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にあることを指します。

○ 法律婚の取扱いと同等のもの

	各種制度・権利・義務等	法律婚	事実婚
1	社会保険 (健康保険の扶養家族) ¹⁴	認められる	認められる
2	国民年金の第3号被保険者 ¹⁵	認められる	認められる
3	公的年金制度の給付 (遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・加給年金・遺族厚生年金) ¹⁶	認められる	認められる
4	育児・介護休業法に基づく各種制度 (介護休業、介護休暇等) ¹⁷	可能	可能
5	水道料金の減免 ¹⁸ (横浜市の事例)	あり	あり
6	公営住宅の同居承認、特定優良賃貸住宅・セーフティネット住宅・サービス付き高齢者向け住宅の入居者資格 ¹⁹	あり	あり
7	生活保護制度における世帯認定 ²⁰	認定される	認定される
8	保育料算定の際の世帯認定 ²¹	認定される	認定される
9	児童扶養手当 ²²	支給されない	支給されない
10	労働災害の遺族補償年金 ²³	受給可能	受給可能
11	犯罪被害者遺族給付金 ²⁴	給付される	給付される
12	同居協力扶助義務 ²⁵	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
13	貞操義務 ²⁶	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
14	婚姻費用分担請求権 ²⁷	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
15	日常家事債務の連帯責任 ²⁸	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)

1 配偶者の相続権

事実婚の当事者は、民法第890条の「配偶者」に該当しないため（最決平成12年3月10日民集54巻3号1040頁参照）、法定相続人とならず、兄弟姉妹以外の法定相続人に認められている遺留分もない。

<民法>

第890条（配偶者の相続権）

被相続人の配偶者は常に相続人となる。（以下略）

第1042条（遺留分の帰属及びその割合）

兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第九百条及び第九百一条

の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

2 相続税の配偶者の税額軽減

所得税法と同様に、相続税法においても事実上の夫婦は互いに「配偶者」に該当しないと解されていることから、配偶者の相続税額の軽減は適用されない。なお、軽減額を計算するためには、民法における配偶者の法定相続分が定まることが必要。

<相続税法>

第 19 条の 2（配偶者に対する相続税額の軽減）

被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもってその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一（略）

二 当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて算出した金額

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額に民法第九百条（法定相続分）の規定による当該配偶者の相続分（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続分）を乗じて算出した金額（当該被相続人の相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）が当該配偶者のみである場合には、当該合計額）に相当する金額（当該金額が一億六千万円に満たない場合には、一億六千万円）

3 所得税の配偶者控除

所得税法の「配偶者」は、民法の規定に従って解するのが相当とされており、事実婚の当事者は含まれない。

<所得税法>

第 2 条（定義）

33 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの（第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

33 の 2 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

<所得税基本通達>

2-46 法に規定する配偶者とは、民法の規定による配偶者をいうのであるから、いわゆる内縁関係にある者は、たとえその者について家族手当等が支給されている場合であっても、これに該当しない。（略）

（注） 外国人で民法の規定によれない者については、法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）の規定によることに留意する。

4 父子関係の成立

<民法>

第 772 条 (嫡出の推定)

妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第 779 条 (認知)

嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

5 親権

親権の意義

父母が未成年の子を一人前の社会人となるまで養育するため、子を監護教育し、子の財産を管理することを内容とする親の権利義務を総称して、親権という。権利というより、義務の色彩が強い。父母の婚姻中は、原則として、父母が共同して親権を行い（共同親権（民法第 818 条）、離婚するときは、父母の協議で、または協議の調わないときには請求により家庭裁判所が、また、裁判上の離婚の場合は裁判所が職権で、どちらか一方を親権者と定める（民法 819 条）。嫡出でない子（非嫡出子）の親権は、原則として母が行い（民法 819 条④）、養子は養親の親権に復する（民法 818 条②）。親権に復する者は、未成年の子に限られる。

(備考)「法律学小辞典第 5 版」有斐閣より抜粋

<民法>

第 818 条 (親権者)

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 (略)

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

第 819 条 (離婚又は認知の場合の親権者)

1～3 (略)

4 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。

5 (略)

6 子の利益のために必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。(以下略)

6 父母の一方が死亡した時の親権

<民法>

第 838 条 (後見の開始)

後見は、次に掲げる場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二 後見開始の審判があったとき

7 普通養子縁組

- (1) 実親子ではない者の間に、法的な親子関係を創設するもの。
- (2) 法的な親子の間では、例えば、相互に相続権を有し、扶養義務を負う。
- (3) 合意・戸籍窓口への届出で成立。
- (4) 養子候補者に年齢制限はない。
- (5) 合意による離縁可。

未成年者を養子とする際に、原則、家庭裁判所の許可が必要とされ（民法第 798 条）、例外の 1 つとして、法律上の夫婦が配偶者の直系卑属を養子とする場合は許可が不要となる。一方、事実上の夫婦は原則どおり許可が必要となる（事実上の夫婦でも、自己の直系卑属を養子とする場合は許可不要）。

<民法>

第 792 条（養親となる者の年齢）

成年に達した者は、養子をすることができる。

第 793 条（尊属又は年長者を養子とすることの禁止）

尊属又は年長者は、これを養子とすることができない。

第 794 条（後見人が被後見人を養子とする縁組）

後見人が被後見人（未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。）を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだその管理の計算が終わらない間も、同様とする。

第 795 条（配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組）

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第 796 条（配偶者のある者の縁組）

配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第 797 条（十五歳未満の者を養子とする縁組）

養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第 798 条（未成年者を養子とする縁組）

未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

8 特別養子縁組

- (1) 家庭に恵まれない子に温かい家庭を提供して、その健全な養育を諮ることを目的として創設された、専ら子供の利益を図るための制度。
- (2) 実親子関係を終了させること、離縁の要件を厳格にすることによって、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにする。
- (3) 家庭裁判所の審判で成立。
- (4) 養子候補者に上限年齢がある。(現行法：原則15歳未満)
- (5) 実親による養育が困難であること、実親の同意があること(ただし、虐待事案等では不要)、養親の下でも養育が相当であること等が要件。
- (6) 離縁は、養親の虐待がある等の要件の下で、例外的に家庭裁判所の審判による。

<民法>

第817条の2(特別養子縁組の成立)

家庭裁判所は、次条から第八百七十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。

第817条の3(養親の夫婦共同縁組)

養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

9 ビザ(査証)

○米国

・就労者に同行する配偶者は、就労者と共に米国に滞在することを目的として同伴家族用のビザを取得することができる。

・米国の移民法において、事実婚は認められていない。そのため、事実婚パートナーや婚約者は帯同家族(derivative applicant)のビザ(査証)の申込資格を有さない。

U.S. visa law does not recognize common-law relationships; therefore a partner or fiancée is not eligible to apply for derivative visa status. In such cases, the partner is required to qualify for a visa in his or her own right. Partners who are members of the household of the principal visa holder and whose primary purpose in traveling to the United States is to accompany that person, may apply for a B-2 visa. Partners who intend working or studying require the appropriate work or student visa.

(備考) <https://uk.usembassy.gov/visas/spouses-children-partners/common-law-spouses-and-partners/> <The official website of the U.S. Embassy and Consulates in The United Kingdom.Common-law Spouses & Partners>より抜粋、2021年11月5日閲覧

(参照 URL) <https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/#NIV>

在日米国大使館と領事館「ビザサービス」、2021年12月2日閲覧

https://ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-typework.asp

米国ビザ申請(米国政府公式ビザ情報サイト)、2021年12月2日閲覧

○中国

同伴家族には就労、留学などの理由で中国国内に居留する者の配偶者、父母、18歳未満の子、配偶者の父母が含まれる。

(参照 URL)

https://bio.visaforchina.org/TYO2_JP/upload/file/20170427/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%83%93%E3%82%B6%E7%A8%AE%E9%A1%9E%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E5%80%8B%E4%BA%E7%94%A8170427.pdf

中国査証申請サービスセンター、2021年12月3日閲覧

○オーストラリア

一時居住ビザの同伴家族には、ビザ申請者の配偶者の他にも事実上の配偶者が含まれる。

For visa purposes, you are a member of the main applicant's family unit if you are:

- the main applicant's spouse or de facto partner
- the main applicant's child, or their partner's child, who is not engaged, married or in a de facto relationship and is:
 - aged under 18 years, or
 - aged 18 to 23 years and dependent on the main applicant or the main applicant's partner, or
 - aged 23 years or older and dependent on the main applicant or the main applicant's partner due to a partial or total physical or mental disability
- the dependent child of the child above

(備考) <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/temporary-skill-shortage-482/subsequent-entrant#About>

オーストラリア政府内務省ウェブサイト“Temporary Skill Shortage visa (subclass 482)”より抜粋、2021年12月3日閲覧

○タイ

就労者家族ビザの申請者はタイ王国で正規就労する者の配偶者及び二十歳未満の扶養家族とされている。

(参照 URL) http://www.thaiconsulate.jp/appli_4/

<http://www.thaiconsulate.jp/files/user/4.Visa%20-%20%20%20family%20members%20of%20worker%20JP.pdf>

タイ王国大阪総領事館「就労者家族ビザ Non-Immigrant 0 (Family of Worker in Thailand)」、2021年12月3日閲覧

○英国

技能労働者ビザや企業内転勤ビザといった就労を目的としたビザにおける扶養家族に事実上の配偶者（ビザを申請する時点で2年以上同居していることが条件）が含まれる。

Your partner and children

Your partner and children can apply to join you or to stay in the UK as your ‘dependants’ if they’re eligible. If their application is successful, their visa will end on the same date as yours.

Your relationship

A dependant partner or child is any of the following:

- your husband, wife, civil partner or unmarried partner
- your child under 18 - including if they were born in the UK during your stay
- your child over 18 if they're currently in the UK as your dependant

You'll need to provide evidence of your relationship when you apply.

Your partner

You must be able to prove that either:

- you're in a civil partnership or marriage that's recognised in the UK
- you've been living together in a relationship for at least 2 years when you apply

(備考) <https://www.gov.uk/browse/visas-immigration/work-visas>

(英国政府 “Skilled Worker visa”) より抜粋、2021年12月3日閲覧

○カナダ

カナダの移民法において、少なくとも1年以上、夫婦同然の関係で同居しているパートナーは、「コモンローパートナー」として扱われる。コモンローパートナーは、カナダにおいて就労ビザで就労している者の家族として扱われ、一定の条件でカナダへの渡航が可能。また、永住権取得の際に申請することとなっている選択性の分類の一つ「ファミリークラス」(※)において、配偶者と同様にコモンローパートナー、コンジュガルパートナー（理由があり一緒には生活していないが、1年以上夫婦関係）も呼び寄せることができるとされている。

※ カナダ市民及びカナダ永住権保有者が配偶者、コモンローパートナー、子供、両親、祖母の永住権取得のためにスポンサーになることができるクラス

(参照 URL)

- <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2002-227/page-1.html> Government of Canada “Immigration and Refugee Protection Regulations(SOR/2002-227)”, 2021年11月22日閲覧
- <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/permanent-residence/non-economic-classes/family-class-determining-spouse/assessing-common.html> Government of Canada “Assessing a common-law relationship”, 2021年11月22日閲覧
- <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/visitors/immediate-family.html> Government of Canada “Coronavirus disease (COVID-19) and visitors to Canada: Uniting with family members”, 2021年11月22日閲覧

10 住民票の記載

(オ) 世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫（未届）、妻（未届）」と記載する。内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。（以下略）

(備考) 住民基本台帳事務処理要領より抜粋

11 夫婦間の契約取消権

<民法>

第 754 条（夫婦間の契約の取消権）

夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

12 住宅ローンの収入合算

夫婦で借り入れることのできる住宅ローンについて、通常は法律上の配偶者であることが条件であるところ、住宅金融支援機構及び一部の金融機関では、事実上の配偶者も収入合算して申し込むことが可能とされている。

Q 収入を合算して申込みできますか。またその場合に条件はありますか。

A 次の全ての要件にあてはまれば収入を合算して申し込むことができます。

1. 収入合算できる方

お申込みご本人の収入では総返済負担率の基準に満たさない場合は、次の 1 から 4 までのすべての要件にあてはまる方お一人の収入を合算することができます。

1. お申込みご本人の直系親族、配偶者（婚約者または内縁関係にある方を含みます。）の方
2. お申込時の年齢が 70 歳未満の方
3. お申込みご本人と同居される方

※ ご親族がお住まいになるための住宅の場合は、お借り入れの対象となる住宅に入居される方も収入合算できます。

※ セカンドハウス・ご親族がお住まいになるための住宅の場合は、お申込みご本人と収入を合算する方が同居する必要のない場合があります。

※ お申込みご本人がお住まいになるための住宅の場合の親子リレー返済の後継者にはこの要件は必要ありません。ただし、取扱金融機関によってお取り扱いが異なる場合があります。

4. 連帯債務者となる方（1 名のみとなります。）

（備考）<https://www1.fastcloud.jp/jhffaq/flat35/web/knowledge376.html?keyword=%E5%86%85%E7%B8%81>

住宅金融支援機構ウェブサイト「フラット 35 よくある質問」より抜粋、2021 年 12 月 13 日閲覧

住宅ローンの連帯債務型借入における配偶者の定義に「事実婚の方々」、「同性パートナーの方々」を含める対応を開始します。

（備考）https://www.smbc.co.jp/news/j602017_01.html

（株）三井住友銀行ウェブサイトより抜粋、2021 年 11 月 5 日閲覧

13 医療・ケアの方針の決定手続における「家族等」

・医療法において、医師等医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないことが法律で定められているが、法律上、医療行為に対する同意については明記されていない。

<医療法>

第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。（略）

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改定 厚生労働省）の解説の中で、患者本人の意思の確認ができない場合のプロセスにおける「家族等」の定義が示されている。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

*注12 家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みますし、複数人存在することも考えられます（このガイドラインの他の箇所でも使われている意味も同様です）。

（備考）人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編より抜粋

14 社会保険（健康保険の扶養家族）

<健康保険法>

第3条7項（定義）

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの（以下略）

15 国民年金の第3号被保険者

<国民年金法>

第5条第7項（用語の定義）

この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第7条第1項第3号（被保険者の資格）

第二号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。）であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

16 公的年金制度の給付

（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・加給年金・遺族厚生年金）

<国民年金法>

第5条第7項（用語の定義）

この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第37条（支給要件）

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一～四 （略）

第49条（支給要件）

寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である夫（保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

2～3 （略）

第52条の2（支給要件）

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に

相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

2～3 (略)

第52条の3 (遺族の範囲及び順位等)

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2～3 (略)

<厚生年金保険法>

第3条第2項 (用語の定義)

この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第44条 (加給年金額)

老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)の額は、受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2～5 (略)

第50条の2

障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2～5 (略)

第58条 (受給権者)

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一～四 (略)

2 (略)

第59条（遺族）

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一～二 （略）

2～4 （略）

17 育児・介護休業法に基づく各種制度（介護休業、介護休暇等）

＜育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律＞

第2条

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

18 水道料金の減免

水道法において、水道事業は原則として市町村が経営することとされており、料金等の供給条件については、水道事業者が供給規定を定めることとされている。

＜水道法＞

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

～地方自治体の事例（横浜市）～

○水道供給契約に関する運用

横浜市においては、水道供給契約の条件等を定めた「横浜市水道条例」及び「横浜市水道条例施行規程」が契約の内容となり、条例において水道の使用開始の際の使用者、所有者又は総代理人の届出義務に関することが定められている。なお、内縁の配偶者に関する特段の定めはない。滞納の際は、横浜市から使用者に対し督促状が送付され、滞納期間が3～4か月を経過すると供給停止となる。

○福祉減免

横浜市では条例・施行規程の規定に基づき、使用者の属する世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合に水道料金等の額の軽減又は免除を定めており、当該水道使用場所の住民基本台帳に記載されている場合で、かつ、同一の住居に現に同居し生計を一にして居住していれば、婚姻の届出の有無を問わない。

- (1) 身体障害者（1級、または2級）
- (2) 知的障害者（知能指数 35 以下）
- (3) 精神障害者（1級）
- (4) 重複障害者（身障 3 級、知能指数 75 以下、精神障害 2 級のうち 2 つ以上に該当する方。2 人で要件を満たす場合も含まれます。）
- (5) ひとり親家庭等（医療費助成世帯）
- (6) 要介護 4 または 5
- (7) 特別児童扶養手当受給世帯
- (8) ひとり親家庭等（生活保護を受けている母子家庭等）

(参照 URL)

・ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/guide/sadame.html>

「水道のご使用にあたって」、2021 年 12 月 3 日閲覧

・ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/ryokin/ryokinsikumi.html>

「水道料金のしくみ（令和 3 年 7 月料金改定後）」、2021 年 12 月 3 日閲覧

19 公営住宅の同居承認、特定優良賃貸住宅・セーフティネット住宅・サービス付き高齢者向け住宅の入居者資格

<公営住宅法>

第 27 条（入居者の保管義務等）

公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2～4 （略）

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

<特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律>

第 3 条（認定の基準）

都道府県知事等は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～三 （略）

四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

ロ （略）

五～八 （略）

<住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律>

第 9 条（登録の申請）

前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～六 （略）

七 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）で国土交通省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅（第十八条第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。）にあつては、その旨

八・九 （略）

2 （略）

<高齢者の居住の安定に関する法律>

第7条（登録の基準等）

都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一～三 （略）

四 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅又は有料老人ホームを必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）とするものであること。

五～九 （略）

2～5 （略）

20 生活保護制度における世帯認定

<生活保護法>

第10条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが相当であるときは、同様とすること。

（備考）「生活保護法による保護の実施要領について」より抜粋

21 保育料算定の際の世帯認定

<子ども・子育て支援法>

第6条第2項（定義）

この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

※ その他の者で、子どもを現に監護する者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む

<子ども・子育て支援法>

第27条第3項第2号（施設型給付費の支給）

政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

22 児童扶養手当

＜児童扶養手当法＞

第3条第3項（用語の定義）

この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第4条第1項（支給要件）

都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ～ホ （略）

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ～ホ （略）

三 （略）

23 労働災害の遺族補償年金

＜労働者災害補償保険法＞

第16条の2

遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。（以下略）

24 犯罪被害者遺族給付金

＜犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律＞

第5条（遺族の範囲及び順位）

遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二～三 （略）

25 同居協力扶助義務

民法第 752 条（同居、協力及び扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

26 貞操義務

民法第 770 条（裁判上の離婚）

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

- 1 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 2～5（略）

27 婚姻費用分担請求権

民法第 760 条（婚姻費用の分担）

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

28 日常家事債務の連帯責任

民法第 761 条（日常の家事に関する債務の連帯責任）

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。